

# 昭和村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年5月1日

昭 和 村

昭 和 村 議 会

昭和村教育委員会

昭和村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、昭和村、昭和村議会及び昭和村教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

## 1. 計画期間

本計画は、平成28年5月1日から平成33年3月31日までを計画期間とする。

## 2. 計画の推進体制

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、人事担当課の総務課が主管となり、議会事務局、教育委員会事務局と連携のもと、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組みの実施状況及び数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

## 3. 具体的な行動内容と数値目標及び目標達成のための取組み等

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、村長部局、村議会事務局及び村教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するための目標を設定し、その達成に向けた取組みを本計画期間内において実施する。

## (1) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに、出産後の配偶者を支援するため、子どもが生まれた時の配偶者出産休暇並びに妻の産後等の期間中の育児参加休暇及び育児休業等について、全ての男性職員が取得できるよう周知し、これら休暇等を取得することについて、職場の理解が得られるための環境づくりを行う。

目標：男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等の取得を促進する。

主な取組み〈平成28年度より実施〉

- ① 各年齢層に対し、男性の育児休業取得等の促進に向けた意識改革や職場管理に関する研修を通じた意識啓発を行う。
- ② 育児休業中の育児休業手当金の支給等、経済的な支援措置について対象職員に周知を図る。
- ③ 特別休暇の内容を周知するとともに、希望する職員が休暇を取得しやすい職場環境の整備に努める。

## (2) 年次休暇の取得促進

職員が生きいきと活躍する組織となるためには、性別を問わず全ての職員が仕事と生活の調和できる生活様式が重要になってくる。また、余暇を楽しみ、仕事以外の様々な活動を通じて、職員自身が多様な価値観を得ることができ、多面的な視点を持って仕事に従事することができるようになることから、以下の目標を掲げ年次休暇の取得促進を行う。

目標：職員一人あたりの年次休暇の取得を、現状から10%増加させる。

主な取組み〈平成28年度より実施〉

- ① 各課等において、計画的な年次休暇の取得促進を図る。
- ② 年次休暇と休日や祝日、夏季休暇等と組み合わせた連続休暇の取得を促進する。
- ③ 職員が安心して年次休暇を取得できるよう事務処理に対する応援体制を整備し、休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努める。

### (3) 時間外勤務の縮減

長時間の時間外勤務が継続することは、職員の心身の健康及び福祉に害を及ぼすことになる。また、仕事と生活の調和、職員の士気の確保、人材の確保等の観点からも時間外勤務の縮減に取り組むことの重要性はますます高まっているため、以下の目標を掲げ時間外勤務の縮減に努める。

目標：時間外勤務の年間平均時間が、現状を超えることのないよう努力する。

主な取組み〈平成28年度より実施〉

- ① 所属長は、職員の時間外勤務の状況等を的確に把握した上で個々の職員に対し指導するなど、時間外勤務のできる限りの縮減に努める。
- ② 小学校就学前の子どもを育てる職員に対して、職業生活と家庭生活の両立を支援するため時間外勤務の縮減について配慮する。